

電子申告により平成19年分の所得税の確定申告書を提出すれば、 **電子証明書等特別控除 (5,000円の税額控除)** が受けられます。

電子証明書等特別控除 (5,000円の税額控除) とは？

- 電子証明書を添付して電子申告で所得税の確定申告書を提出した人が、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)の税額控除(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)を受けられる制度です。
- 年末調整を行った給与所得者もその対象となっており、最大で5,000円の還付を受けられます。

電子証明書とは？

電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんの防止等の目的で使用するもので、書面手続でいう「印鑑」に相当するものです。

今回使用する電子証明書は、公的個人認証サービスが発行するもの(住基カード)で、住民登録している市区町村で取得します。

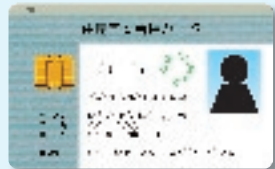


電子申告の流れ

平成19年12月中

平成20年3月17日まで

住基カード・
電子証明書の取得



STEP 1

電子申告
開始届出書の提出



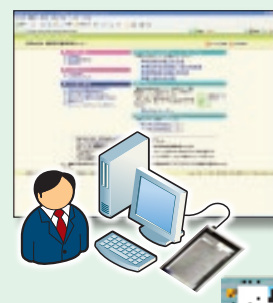
STEP 2

初期登録



STEP 3

電子申告



STEP 4

※STEPごとの詳細は裏面を参照してください。

この資料は、源泉所得税の納税者である従業員のみなさまが自らインターネットを使って国税庁のホームページにアクセスし、税額控除(還付)を申請するための参考資料です。会社がみなさまに代わって申告するものでないことにご注意ください。

電子申告の流れ

平成19年12月中

STEP ① 住基カード・電子証明書の取得

1. 住基カードの取得

住民登録している市区町村の窓口で住基カードを取得します。

⚠ 住基カードはお申し込みから発行まで数日間要する場合があります。お早めにお申し込みください。

2. 電子証明書の取得

住基カードを取得した市区町村の窓口で、取得した住基カードに電子証明書をその場で格納します。

⚠ 電子証明書の取得は必ず行ってください。 ⚠ 登録した**電子証明書のパスワード**を忘れないようにしてください。

(「住基カード」交付手数料500円程度および「電子証明書」発行手数料500円が必要です。)

STEP ② 電子申告開始届出書の提出

1. 電子申告開始届出書の提出

e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) から電子申告を開始する旨の届出書 (電子申告開始届出書) をインターネット経由で提出します。

2. 「利用者識別番号等の通知書」の受領

電子申告開始届出書提出後、最短で10日、最長で25日程度で「利用者識別番号等の通知書」が郵送されます。

⚠ 「利用者識別番号等の通知書」は必ず保管してください。

STEP ③ 初期登録

「利用者識別番号等の通知書」に記載された暗証番号の変更、電子証明書および納税用確認番号等の登録をe-Taxホームページより行います。

⚠ 新しく登録した暗証番号を失念しないようご注意ください。

⚠ 電子証明書の登録にはICカードリーダライタが必要です。

STEP ④ 電子申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>) から確定申告書を電子申告により提出します。

① 申告書の作成

「確定申告書等作成コーナー」で、申告書データを作成します。

② 電子署名

住基カードとICカードリーダライタを使って申告書データに電子証明書を添付します。

③ 作成したデータの送信

国税受付システムに申告書データを送信します。

④ 受信通知の確認

申告書データが受け付けられたことを「受信通知」で確認します。

還付金は3週間程度で申告書に記載した口座に振り込まれます。

※この資料は平成19年11月現在の情報にもとづいて作成しています。

お問い合わせについてはTKC会計事務所までお願いします。

平成20年3月17日まで